



国 労 西 日 本

NO. 220

国労西日本本部

発行責任者 田中 守
編集責任者 羽柴 二郎

国鉄労働組合

第八三回定期全国大会 第二八回西日本本部定期大会

代議員決定

八月九日、国労大阪会館で開催する第二八回定期西日本本部大会の代議員が、左記のとおり決定しました。また、同時に行われた第八三回定期全国大会の代議員についても決定しました。なお、定期全国大会は、七月三十一日〜八月一日にかけて静岡県熱海市で開催されます。

全 国 大 会 代 議 員

【北陸地方本部】

後藤 通広 北陸地方本部書記長

【近畿地方本部】

横田幸三郎 京滋地区本部執行副委員長
森田 文一 大阪地区本部書記長
平野 清春 近畿地方本部書記長
武本 由之 兵庫地区本部執行委員長

【岡山地方本部】

片岡 公夫 岡山地方本部書記長

【広島地方本部】

徳永 聖 広島地方本部書記長

【米子地方本部】

倉下 文明 米子地方本部書記長

西日本本部大会代議員

【北陸地方本部】

山口 雅幸 富山県支部執行委員
笹山 美津男 北陸地方本部執行委員

【近畿地方本部】

奥田 好広 京滋地区本部執行副委員長
杉江 雅之 京滋地区本部執行委員
三塩 和敏 京滋地区本部執行委員
松尾 修 京滋地区本部執行委員
西園 重美 近畿地方本部執行委員
辻 将城 大阪地区本部執行委員
厚田 茂 大阪電気施設分会書記長
小橋口浩 大阪貨物分会執行副委員長
吉岡 とし子 大阪鉄道病院分会執行委員長
山口 良彦 環状片町運輸分会書記長
田中 譲二 和歌山地区本部書記長
東 幹男 大阪地区本部執行委員
本田 信幸 兵庫地区本部執行委員
山脇 浩志 近畿地方本部執行委員

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に



「集団的自衛権の行使容認閣議決定」に断固抗議する

安倍自民・公明政権は7月1日、これまで歴代内閣が行ってこなかった、集団的自衛権の行使容認を柱とする憲法解釈変更を閣議決定しました。

日本国憲法は、アジアや日本で多大な犠牲者を出した戦争の反省から、9条で海外での武力行使を禁じてきました。国権の発動たる戦争と武力による威嚇、武力の行使を「国際紛争を解決する手段としては」永久に放棄することを定め、国の交戦権も認めていません。防衛力整備も必要最小限に抑えてきました。この理念の下、厳しい制約の中で活動してきた自衛隊は昨日で発足から60年目を迎え、その節目の日に、自衛隊の本質を変える動きは何か意図的なものすら感じます。

政府・与党は今回の決定について、今回の集団的自衛権行使容認は、あくまで「限定的」なものにすぎないと言いますが、こ

【岡山地方本部】

青山 准三 第三支部執行副委員長
太田 祥治 第三支部書記長

【広島地方本部】

伊藤 忠晴 下関支部執行委員長
慶徳 博夫 広島支部書記長

【米子地方本部】

坂本 辰也 米子駅連区分会執行委員長
浅井 浩二 米子地方本部執行委員

【九州本部】

「博多」
加藤 昌孝 博多新幹線分会執行委員長
(オプザーバー)

れも悪質なゴマカシです。「明白な危険」があるか否かを判断するのは、時の政権です。その政権の一存で、海外での武力行使がどこまでも広がる危険性があります。また、「必要最小限の実力の行使」といいますが、いったん海外での武力の行使に踏み切れば、相手からの反撃を招き、際限のない戦争の泥沼に陥ることは避けられません。集団的自衛権にはこの性格上、「必要最小限」などということはありません。さらに、政府は、集団安全保障においても、「新3要件」を満たすならば、憲法上「武力の行使」は許容されるとしています。集団的自衛権を名目とした武力行使も、集団安全保障を名目とした武力行使も、ともに許容されとなれば、憲法9条が禁止するものは何もなくなくなってしまいます。それは、戦争の放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたった日本国憲法9条を幾重にも踏

つくろう職場に労働運動を！
ひろげよう闘いを職場に、地域に、全国に！
国鉄労働組合第28回西日本本部定期大会
2014年8月9日(土) 9:30~
国労大阪会館3F会議室

みにじり、それを事実上削除するに等しい暴挙です。
 こうした無制限な海外での武力行使を、「自衛の措置」の名で推し進めることは、かつての日本軍国主義の侵略戦争が「自存自衛」の名で進められたことを想起させるものであり、およそ認められるものではありません。もともと「集団的自衛権行使は、憲法上許されない」とする政府見解は、ある日突然、政府が表明したというものでなく、これまでの長い国会論戦の積み重ねを通じて、定着・確定して

【集団的自衛権】

国連憲章第51条で加盟国に認められている自衛権とは、ある国が武力攻撃を受けた場合、これと密接な関係にある他国が共同して防衛にあたる権利。

◆日本は主権国として国連憲章の上では「個別的または集団的自衛の固有の権利」(第51条)を有しているが、日本国憲法は、戦争の放棄と戦力・交戦権の否認を定めている(第9条)。歴代政府は憲法第9条について、「自衛のための必要最小限度の武力の行使は認められている」と解釈し、日本の自衛権については、「個別的自衛権は行使できるが、集団的自衛権は憲法の容認する自衛権の限界を超える」との見解を示している。



きたものです。それを、多くの国民の批判に耳を傾けることもなく、国会でまともな議論もおこなわず、与党だけの密室協議で、一片の閣議決定によって覆すというのは、憲法破壊のクーデターともよぶべき暴挙です。
 国鉄労働組合は、民意を無視し、憲法違反である「閣議決定」の強硬に強く抗議するとともに撤回することを強く求めます。

憲法無視・集団的自衛権行使容認の閣議決定に対する抗議声明

安倍政権は、7月1日、集団的自衛権行使を憲法解釈で容認する閣議決定を強行した。

この閣議決定は『自衛の措置』を理由に、憲法が禁じてきた海外での武力行使を認める内容で、これまで憲法上許されないとしてきた歴代政府解釈をみずから覆し、一内閣の判断で国会を無視して日本が他国間の戦争に加わる道に扉を開くという、憲政史上稀にみる決定である。

またこれは憲法の理念である平和主義を真つ向から否定し、憲法9条を破棄するに等しい決定に他ならず、私たちは断じてこれを容認できない。

これまで『戦争する国』に向けて大きく舵を切る安倍政権の閣議決定の動きに対して、マスコミをはじめ、憲法学者、文化人、労働組合をはじめ、元内閣法制局長官など安全保障の専門家や保守層を含む良識ある人々や多数の国民が反対の意思を表明してきた。

6月30日には安倍政権の憲法破壊の暴走を止めようと官邸前には数万人に及ぶ未曾有の人々が結集した。

こうした声を一切顧みることなく、今回の暴挙に至ったことは日本の戦後政治に重大な汚点を残すばかりでなく、戦後一貫して外交交渉による紛争の平和的解決に全力を尽くしてきた日本の基本的立場を根底から窮地に立たせるものである。

さらにこの決定が近隣諸国をはじめ、アジア各国に対してさらなる緊張と不信を増幅させることは多くの論を俟たない。

しかるべき選挙では、憲法を破壊し、『戦争する国』に突き進む安倍政権の一連の暴走に対して国民の厳しい審判が下ることは必ずである。

国鉄労働組合は結成以来、いつの時代にあっても、反戦・平和・護憲・民主主義擁護の立場で戦争につながるあらゆる策動に反対し、闘いを進めてきた。

私たちは、集団的自衛権行使を容認する今回の閣議決定を断固糾弾するとともに、憲法改悪に突き進む安倍政権と対峙し、戦争参加を進める立法手続きと政策に反対し、平和を希求するあらゆる民主団体や市民との共同の闘いを取り組むことを決意する。

2014年7月1日
 国鉄労働組合

「がん」の保障 <生きるためのがん保険Days(デイズ)>			「生きる」を創る。Afiac			
保険期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢: 0歳~80歳、スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合			◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間: 終身(抗がん剤治療特約は10年更新)			
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として 100万円				
診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として 10万円				
入院したとき	入院給付金	1日につき 10,000円	35歳	45歳	55歳	65歳
通院したとき	通院給付金	1日につき 10,000円	男性	3,656円	5,608円	9,360円 15,190円
手術したとき	手術治療給付金	1回につき 20万円	女性	3,734円	5,274円	6,864円 9,048円
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき 20万円	<抗がん剤治療特約>の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。			
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	10万円 (すべての保険期間を通じ通算600万円まで) 5万円	<募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F <引受保険会社> アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種手続き コールセンター 0120-5555-95			
	プレミアムサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)	AF007-2011-0186 4月25日			
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。						